

面会制限の緩和についてのお知らせ

面会制限緩和の開始日 2023年5月8日(月)～

感染者数が増加した場合は、再び制限(面会禁止)とします

今回、緩和される面会可能な要件

●以下の条件を満たすこと

面会日 : 月・火・水・金・土(木・日・祝日は不可)

面会時間 : 午後14時15分～15時15分

面会頻度 : 2週間に1回程度とします

1回の面会時間は15分以内とします

完全予約制とし、前日までに電話(77-2201)または事務所窓口で予約

電話予約は平日(祝日を除く)の9時～16時30分

入所後7日間以上経過したご利用者様 (7日までの短期入所の面会はできません)

医師が必要と認め、来所を依頼する場合は除きます(来所2名迄)

●面会に来られる方の条件

面会は利用者様本人のキーパーソン(配偶者、父母、兄弟姉妹、子供など)に限定します
(友人や職場の同僚の面会はできません)

発熱(37.0度以上)、喉の痛み、呼吸器症状などのない方

1回の訪問は2名までとします(18歳未満の学生は不可、未就学児も不可)

サージカルマスクの着用・手指消毒を行う

- 面会時、事務所へお寄りください 体温測定と面会者記録用紙へ記入をお願いします
- 面会ブースで面会※別紙をご利用ください 居室に入れません
- 面会后、感染症(新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなど)に罹患した場合は、速やかに必ず電話で連絡ください
- 施設内で感染症(新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなど)が発生した場合は、面会制限を行います

面会前に上記文章の確認と、感染症対策のご理解とご協力をお願い致します

2023年5月8日 管理者